

報第 2 号

専 決 処 分 報 告 に つ い て

保険料還付金の執行が急を要するため、令和8年度三条市後期高齢者医療特別会計補正予算を別紙専決処分書のとおり専決処分をしたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定により議会に報告し、承認を求める。

令和8年9月2日提出

三条市長 滝 沢 亮

専 決 処 分 書

令和 8 年度三条市後期高齢者医療特別会計補正予算

令和 8 年度三条市の後期高齢者医療特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 912 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,738,112 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

以上、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分をする。

令和 8 年 7 月 16 日

三条市長 滝 沢 亮

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 諸収入		千円 1,082	千円 912	千円 1,994
	2 償還金及び還付加算金	1,080	912	1,992
歳 入 合 計		1,737,200	912	1,738,112

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 諸支出金		千円 1,080	千円 912	千円 1,992
	1 償還金及び還付加算金	1,080	912	1,992
歳 出 合 計		1,737,200	912	1,738,112

後期高齢者医療特別会計補正予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
4 諸収入	1,082	912	1,994
歳入合計	1,737,200	912	1,738,112

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
3 諸支出金	千円 1,080	千円 912	千円 1,992
歳 出 合 計	1,737,200	912	1,738,112

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
特 国県支出金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
		912	
		912	

2 歳 入

4 款 諸収入（補正額 912千円：補正後の額 1,994千円）

2 項 償還金及び還付加算金（補正額 912千円：補正後の額 1,992千円）

目	補正前の額	補 正 額	計
2 保険料還付金	千円 1,050	千円 912	千円 1,962
計	1,080	912	1,992

節		説	明
区 分	金 額		
1 保険料還付金	千円 912	過年度分	千円 912

3 歳 出

3 款 諸支出金（補正額 912千円：補正後の額 1,992千円）

1 項 償還金及び還付加算金（補正額 912千円：補正後の額 1,992千円）

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 保険料還付金	千円 1,050	千円 912	千円 1,962	千円	千円	千円 912 諸収入 912	千円
計	1,080	912	1,992			912	

節		説 明	
区 分	金 額		
22 償還金、利子 及び割引料	千円 912	020 保険料還付金（税務課） 22 保険料還付金	千円 912 912